

(3) 「アクションプログラム」のフォローアップ体制の確立

上記に基づき策定された「アクションプログラム」については機動的な実施に努めるとともに、その実施状況について継続的にフォローアップする体制を整備する必要がある。

(4) 製品輸入の促進

歴史的文化的基盤が異なる外国企業にとっては、我が国の流通機構や商慣行等が極めて理解し難い面もあろう。

今後、我が国経済の国際化を進めるに当たって重要な意味をもつ製品輸入の拡大について、外国企業の一層の努力を要請する一方、我が国としても我が国の商慣行、市場特性等への理解促進や輸入品を進んで受け入れるような意識の高揚等を積極的に行うとともに、外国企業の輸出努力を積極的に支援していくため、実効ある施策を拡充していく必要がある。特に、高度先端技術の分野で他国製品が品質、価格等の点で優れている場合、民間が積極的に輸入を図るよう期待する。

2. 内需中心の持続的成長

経済摩擦の主因である対外不均衡の是正を図るためには、市場アクセスの改善に加えて国内需要の喚起を図ることが肝要である。内需拡大はそれによって輸入の拡大効果があるばかりでなく、輸出圧力が減少するという意味において対外不均衡是正に寄与する。

そのため、まず第1に、民間の自由な活動を規制する諸種の公的規制を一定の期間内に計画的に廃止又は緩和する必要がある。公的規制の緩和は市場アクセス改善の一つの重要な柱であるが、同時に小さな政府による民間活力の培養という、臨調答申でも求められているような国内的要請でもある。この一環として市場参入に不当に制限があるものについてはその制限を除去すべきである。

第2に、週休2日制の一層の普及、労働時間の短縮が必要である。週休2日制の一層の普及、労働時間の短縮は消費機会を増大させ内需を拡大するという側面もあり、国際的な労働基準の観点をも踏まえた余暇時間の拡大が図られるべきである。

第3に、公共的事業分野への民間活力の導入を図りつつ、重点的・効率的に社会資本整備を進めるべきである。特に、国内需要の拡大の重要な柱の一つである住宅・生活環境整備を進めるに当たり、土地利用規制、建築規制等を引続き見直す必要がある。

第4に、内需中心の持続的成長に役立つ税制の見直しが重要である。基本的には貯蓄・消費・投資のバランスを図る観点から検討を行う必要がある。

3. 投資・産業協力の拡大

(投資・産業協力による先進国経済の活性化)

海外直接投資をはじめとする投資交流、技術交流は今後一層推進する必要がある。このため、これらの分野における民間の諸活動を推進して行くための環境整備が我が国はもちろん相手国も含めて相互に行われることが肝要である。このため、米国におけるユニタリータックス制度の廃止のための官民による交渉の継続、技術力のある中小中堅企業の海外進出のための支援措置等についての積極的施策を拡充すべきである。また、対日直接投資は現在海外直接投資に比べ極めて小さい規模であることに鑑み、積極的に推進していく必要がある。

(技術交流の必要性)

さらに、科学技術面での国際交流・協力の推進や技術移転は世界的に技術開発を誘発し、世界経済に新たなフロンティアの拡大をもたらす効果がある。したがって、我が国は技術立国としての立場を十分踏まえ、先進諸国との共同技術開発プロジェクトの育成や研究開発の拡大、創造的技術開発の推進を行い、その成果の移転を図ることに十分な対応がなされるべきであろう。

4. 新ラウンドの促進

(新ラウンドの意義)

近年の世界経済構造の基本的な変化の下で、現在のガット体制は以下のような問題に直面するに至っており、新ラウンドの促進が必要となっている。

第1には、世界的な保護主義的圧力の下で、輸出自主規制等いわゆる「灰色措置」のひろがり等戦後の自由・無差別貿易体制の形骸化が進み、これを新たな貿易ルールの下で立て直す必要があることである。こうした中で新ラウンド推進により貿易拡大を図ることが我が国のみならず近隣の新興工業国にとっても極めて重要である。

第2には、新ラウンドを通じ債務累積国をはじめとする開発途上国の貿易環境の改善を図る必要があることである。

第3には、近年の経済構造の変化に伴い生じてきたサービス、高度先端技術分野等の新しい状況を今後の国際貿易体制の中にどう組み入れていくかという問題である。

(新ラウンドに臨む我が国の基本的態度)

新ラウンドにおいては開発途上国も含め、できるだけ多くの国の参加を得て、できるだけ多くの分野について話し合いを行うことが望ましい。我が国はこのような観点に立って、新ラウンドの早期開始を各国に強く働きかけてきたが、今後は、新ラウンドの準備及びその実施に当たっては、「アクションプログラム」の活用等も通じ、主導的役割を果たしていくべきものとする。

このためには、我が国として、新たな保護主義的措置は一切講じないことを表明するとともに、新ラウンドに向けて、積極的かつ具体的なオファーを準備していくべきである。

その中で特に、①工業製品の関税率を先進各国とともに零にまで引き下げる用意のある旨の表

明。②シーリング枠・カバレッジの拡大等特惠制度の改善等の実施を図っていくことが急務である。

5. 開発途上国への対応

(基本的考え方)

今後の経済発展を希求する開発途上国は、我が国がその経済的地位に相応しいより一層の貢献を果たすことを求めている。我が国としては開発途上国の発展段階、その国のおかれた自然的、社会的条件等に応じ、経済・技術協力、市場アクセス改善、投資・産業協力等の各般にわたって効果的な対応を行っていくことが必要である。特に、今後は我が国がこれら諸国からの製品輸入の一層の増大を促進すべきである。

アセアン諸国及び韓国等のアジア新興工業国等アジア太平洋地域は我が国との貿易経済関係の密接さ等多くの側面にわたり重要な地位にある。我が国はこれら地域に対する民間直接投資、資本財輸出、政府援助を通じて経済発展に寄与してきたが、今後はこれらの国々の工業化を一層推進し、産業連関構造の多様化、成熟化を助長すべきである。

(経済・技術協力の推進)

我が国としては政府開発援助の量及び質について、国際的目標の達成に向けて努力を行うことを基本とし、今後とも中期的視点に立ってその計画的拡充に努めるとともにアンタイ化の促進にも積極的に取り組む必要がある。協力の対応としては、二国間協力とともに今後とも引き続き国際機関を通じたマルチの協力及び国際機関と民間とのジョイントファイナンスを推進することも必要である。一方、開発途上国の輸出の強化に資する方向で民間ベースの技術移転、投融资等の一層の拡充が図られるべきである。

また、アフリカにおける深刻な飢饉に対する援助等緊急的性格の援助に加え、中長期的視点に立った基礎生活援助の拡充、とりわけ食糧増産能力の増大、輸送貯蔵施設の整備等の農業分野の協力促進が必要である。

(市場アクセスの改善)

開発途上国の立場からは、我が国のこれまでの措置が十分なものとはみられず、我が国が国際経済社会において占める地位に相応しい措置をとることが期待されている。特に、開発途上国における製品輸出指向の高まりに伴い、タリフエスカレーションの存在や特惠制度の対象、内容等多くの問題が提起されている。「アクションプログラム」の策定および実施に当たっては、開発途上国の経済発展の促進に役立つ諸対策に特に配慮すべきである。なお、一部開発途上国から政治的配慮が求められている特定関心品目については中期的見通しのうえで必要に応じ対応措置をも検討のうえ対処すべきである。

6. 原産回避の努力

貿易の拡大均衡を基本とする開放的な世界貿易体制の維持強化を図る観点から我が国としては、以上の努力を行うほか特定品目の輸出が特定地域に集中することのないよう努めるべきである。また、特定部門での問題が一挙に二国間の政治問題となる前に、関係する産業界のビジネスマン、実務家段階で対話を行い、十分意見交換し、これを解決するために努力することは極めて有益である。その際米国独禁法が支障となるようなことがある場合、政府は米国政府に対し善処を求めるなど必要な努力を行うべきである。

さらに、市場アクセス改善等に関する外国人等からの苦情の処理については、市場開放問題苦情処理推進本部（O.T.O：The Office of Trade and Investment Ombudsman）の積極的活用を促進すべきである。

むすび

本諮問委員会は、国際的に開かれた日本を目指し、中期的視点に立って市場アクセスの一層の改善、内需中心の持続的成長、投資・産業協力の拡大、新ラウンドの促進、開発途上国への対応及び摩擦回避の努力を提言した。

政府が、これらの提言に述べられた事項を時を移さず、適切に実施し、そのフォローアップを行うことを強く期待するものである。これらの諸施策の積極的推進は、とりもなおさず、国際社会において我が国がその経済力に相応しい主導的役割を果たし、その国際責任を遂行するとの確固たる決意の表明であり、このことは我が国を取り巻く現下の厳しい国際情勢の下で、まさに我が国に求められている点に他ならない。

国際化の過程において痛みを伴うことは事実である。しかし、国際経済社会におけるリーダーたるべき我が国は自らの努力によりこれを乗り越えなければならない。今や我が国も勇気をもって犠牲を払い、国際経済社会に積極的に貢献していかなければならない時代に立ち至っている。

国際的に開かれた日本を実現し、いわば国際化の先頭に立つことは、我が国の総合的な国益に合致するものである。経済力の急激な増大に国際化が遅れをとっている我が国の経済・社会においては、この点についての国民的コンセンサスは未だ形成されているとは言えない。今後一層の国際化を推進するに当たり、国民的コンセンサスの形成は不可欠であり、官民挙っての格段の努力が必要である。

最近の経済摩擦に関連してパーセプションギャップの問題がある。こうしたパーセプションギャップは彼我の制度、慣行の相違に根ざすところも少なくない。今後我が国としては、この点に関する諸外国の認識を求めつつ実態面での国際化を進め、ギャップ縮小のための不断的努力を行う必要がある。そのためには、国民各界各層の諸外国との幅広い交流を一層増大させ、相互理解の観点に立った接点を求めていくという息の長い努力を続けるべきである。

しかし、この過程で常に留意しなければならないことは、自らの特殊性を主張するあまり、ひとりよがりの自己中心的な発想に陥らないよう我が国民のマインドの国際化を図ることである。とりわけ、政策形成や実施に直接携わる者は、これを銘記すべきである。

このことと関連して最近諸外国からの要望が高まっている我が国の政策形成過程における外国人関係者からの意見聴取機会の増大については、是非これを実現し、透明性の確保に努めるべきである。

国際社会の相互依存性が今日ほど高まり、かつ、我が国の経済力がこれほど大きくなれば、我が国にとって経済摩擦はある意味で不可避の現象と言えよう。その場合大切なことは、双方の当事者が徒らに摩擦を政治問題化することなく冷静に対応するとの態度を失わないことである。これを実現し得る前提は、二国間関係全体の中で、緊張した経済関係を管理し得るに足る政治、文化等幅広い友好関係の存在である。諸外国との太い絆の形成のための格段の努力が今ほど強く求められている時はない。

(参考 2)

対外経済対策に関する内閣総理大臣談話

(昭和六十年四月九日(火))

(一) 戦後四十年を経て、我が国は経済力では世界の二割国家にまで発展してきました。これは、この間における国民の英知と努力の成果であると同時に、IMF・GATT体制を主軸とする自由貿易体制の恩恵を最大限に享受してきた結果でもあります。

しかしながら、今日、世界経済には、高水準の失業等にみられる構造調整の遅れや大幅な経常収支不均衡を背景として、かつてないほどの保護貿易主義の高まりがみられ、自由貿易体制が揺らいでおります。技術革新の大きなうねりに乗って、世界経済は新たな発展の時代を迎えようとしていますが、保護主義の台頭はこの新たな発展の芽を摘みとってしまうおそれがあります。自由貿易体制を強化し、世界経済の新たな発展を先導していくために、我が国は世界経済の二割国家にふさわしい大きな役割を果たす必要があります。

(二) 本日、政府は、民間の有識者から構成される「対外経済問題諮問委員会」から、我が国経済の一層の国際化を進めるための中期的政策提言等について報告を受けるとともに、対外経済対策を決定いたしました。

諮問委員会報告につきましては、政府としてその政策提言を最大限尊重して実施に移していきたいと考えております。

特に、市場アクセスの改善については、「原則自由、例外制限」の基本的視点に立ち、「例外」の内容も必要最小限のものに限定するとの提言を受け入れ、政府の介入をできるだけ少なくし、「消費者の選択と責任にゆだねる」という方針の下に、できる限り早期にそのためのアクション・プログラムを策定し、遅滞なく実施してまいります。

(三) 本年一月の日米首脳会談の合意に基づき、日米間で続けられている電気通信、エレクトロニクス、医薬品・医療機器、林産物の四分野の協議については、我が国としては真剣に取り組んでまいりました。

電気通信につきましては、本年四月一日から日本電信電話公社の民営化及び電気通信事業の自由化が実施に移されました。また、端末機器の技術基準については、大幅な簡素化を図るほか、基準等の作成に当たっては、電気通信審議会への外資系企業関係者の参加等により、透明性を確保することといたしました。二十一世紀に向けて経済発展を先導する最も先端的な分野の自由化を表現したことは、我が国としても画期的な措置であり、世界の貿易や技術交流の拡大に大きく貢献するものと信じております。

エレクトロニクス分野につきましては、半導体チップの権利保護に関する法律案及びコンピュータ・プログラムの権利保護に関する著作権法改正案を閣議決定し、知的所有権の適切な保護を確保することといたしました。また、本年三月一日から半導体関税を日米間で相互に撤廃したのに続き、今後、このような関税の

相互撤廃の考え方をエレクトロニクス分野において拡大していく方向で、米國を始めとする先進各國と協議してまいります。

医薬品・医療機器につきましては、人種差に関係のない医療機器や体外診断薬の承認審査に際し、外國臨床試験データを受け入れることを決定しました。今後、さらに、承認・許可手続等の一層の簡素化・迅速化を進めてまいります。

林産物につきましては、国内林業及び木材産業の振興策を当面五か年にわたり特に講じつつ、おおむね三年目から針葉樹及び広葉樹を通ずる合板等の関税の引下げを行うべく前向きに取り組んでまいります。

以上の四分野における協議は、米國との間で行われたものでありますが、その成果は米國のみならず世界中に均霑するものであります。

(四) 次に、その他の対策につきましても、米國以外の先進國及び我が國と密接な關係を有するアジア諸國等の開発途上國に対して十分配慮を払ってまいります。

特に、個別品目の関税引下げに係る決定につきましては、本年前半中に行うこととしております。また、基準・認証・輸入検査手続等の一層の改善を進めるとともに、製品輸入及び投資交流の促進を図ってまいります。

金融・資本市場の自由化及び円の國際化につきましては、今後の展望を明らかにしつつ、日米円・ドル委員会の合意にも沿って、進めてまいりましたが、今後とも着実な推進を図ってまいります。

また、政府開発援助につきましては、昭和六十一年以降も新たな中期目標を設定し、引き続きODAの着実な拡充に努め、併せて質の面でも可能な限りの改善に努めてまいります。

(五) 本日決定した以上の措置は、対外經濟問題諮問委員会における審議、諸外國の要請等を踏まえて集中的な検討を行った結果であり、国内的諸困難を乗り越えて決定したものであります。もとより、政府としては、今後とも、内需中心の經濟成長に努める一方、我が國市場へのアクセスの一層の改善と積極的な輸入の促進を図ることにより、貿易の拡大均衡を目指す所存であります。特に、行政手続を始めとする国内諸制度について、簡素・透明・内外無差別、市場開放の観点から常に見直しを行い、自由で開放的な國際經濟システムの中で主導的役割を果たしていかなばならない我が國にふさわしいものに改善する努力を払ってまいりたいと考えております。

また、こうした過程で場合によつては生じることとなる困難な国内問題については、我が國經濟の存立の基礎である自由貿易体制の維持・強化のためには責任とコストを負担するとの立場に立つて積極的に取り組んでいかなばならないと考えます。ガットの新ラウンドの推進に当たつても、こうした観点から一層の努力を払ってまいります。

(六) 私は國民の皆様に訴えたいと思います。戦後、長く我が國は輸出の増進をもつて重要な対外經濟施策としてきました。しかし、輸出の増進は、國民經濟を豊かにする一つ的手段にすぎません。輸入を促進し、選択の幅を拡大すること、また國民經濟を豊かにする手段であります。

国民各位におかれては、自分自身の生活を豊かにするため、外国製品を運んで受け入れられるようお願いする次第であります。また、産業界の方々におかれても、輸出のみによつては貿易の拡大均衡も調和ある対外経済関係の形成も図れないという事実を十分認識し、製品輸入の拡大に御尽力いただくことを期待いたします。

最後に私は国際社会に訴えたいと思います。世界が続けてきている発展と繁栄を将来の世代に引き継ぐことができるか否かは、現在の我々の決断にかかっております。日本は、その経済力にふさわしい役割と責任を果たします。国際社会が保護貿易の誘惑に屈することなく、自由で拡大する交流と協力により、更に安定と繁栄の道を歩み続けることを強く希望してやみません。